

(総括表)

機関名	事務・権限	(記号)	自己仕分結果 (説明)	地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
環	1 家電リサイクル法の報告徴収・立入検査	(一つの都道府県を超える場合) C-c (一つの都道府県を超えない場合) A-a	全国に事業所を持つ事業者等が個別リサイクル法に反する行為を行った場合や、対応の遅滞によって環境への著しい影響が懸念されるような行為を事業者等が行った場合には、都道府県ごとの対応の差異や行政による対応の遅滞によって、国民の財産の保護や法益の確保に著しい支障が生じることから、個別リサイクル法に基づく報告徴収及び立入検査は、引き続き国が実施することが必要である。	地方移管 (H22. 7. 15全国知事会見解 事務番号 4)	廃棄物・リサイクル制度については、国が広い視点に立って全国統一的な運用を行うことが重要であり、各地方自治体任せでは必ずしも適切に管理できないことも考えられる。例えば、リサイクル法制においては地方自治体ごとにバラバラな運用がなされると資源の有効活用ができないし、事業者の負担も増える。資源の輸出入が進んでいることから、国がしっかり取り組む必要がある。 (出先機関改革に係る環境省有識者ヒアリング結果より)	
環	2 容器包装リサイクル法の報告徴収・立入検査	(一つの都道府県を超える場合) C-c (一つの都道府県を超えない場合) A-a	また、個別リサイクル法に基づくリサイクル制度は、国民や事業者等から全国一律のリサイクル料金を徴収して運用しており、当該料金に対するサービスの質を厳格かつ一律に維持する上で、国の責任ある対応が求められることから、引き続き国による実施が必要である。	地方移管 (H22. 7. 15全国知事会見解 事務番号 4)		
環	3 食品リサイクル法の報告徴収・立入検査	(一つの都道府県を超える場合) C-c (一つの都道府県を超えない場合) A-a	ただし、近接性の観点から、事業所が一の都道府県にある場合の報告徴収及び立入検査については、都道府県に並行権限として付与することを検討。	-		
環	4 自動車リサイクル法の報告徴収・立入検査	(一つの都道府県を超える場合) C-c (一つの都道府県を超えない場合) A-a		地方移管 (H22. 7. 15全国知事会見解 事務番号 5)		

機関名	事務・権限	自己仕分結果		地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
		(記号)	(説明)			
環	5 廃棄物処理法に基づく無害化処理認定業者に対する報告徴収・立入検査	C-b	<p>アスベスト、PCBについては、国民の忌避感情が都道府県の域を超えて全国的に特に高いことから、国が主導的にこれらの廃棄物を適正に処理することができる施設に係る認定及び指導監督を行い、迅速にその処理を推進することが必要。また、無害化処理は、施設の種類、炉内温度、投入物の混合割合等の異なる条件の組み合わせから成る新しくかつ高度な技術であるため、その安全性を確認するためには高度な専門性が不可欠であり、国が専門家の知見を得つつ個々の施設と処理方法ごとに安全性を確認することが必要。</p> <p>以上の理由から、無害化処理施設に対する報告徴収・立入検査についても、個々の処理施設特有の無害化処理の科学的メカニズム及び安全性を確認した国が行い、責任を持って指導監督することが適当である。</p> <p>仮に、当該事務・権限について地方に移譲すれば、各地方自治体の対応の相違等により、施設に対する指導監督を的確に行うことができなくなり、著しい支障を生じることから、引き続き国の事務とすることが適当。</p> <p>なお、当該事務・権限については、本省への引き上げを行うこととする。</p>	地方移管 (H22.7.15全国知事会見解)	「廃棄物・リサイクル制度については、国が広い視点に立って全国統一的な運用を行うことが重要であり、各地方自治体任せでは必ずしも適切に管理できないことも考えられる。」 (出先機関改革に係る環境省有識者ヒアリング結果より)	
環	6 オフロード法に基づく技術適合命令、当該命令に係る使用者に対する報告徴収・立入検査	C-b (製造業者の規制のために必要な、使用者への立入等) A-a (その他)	<p>特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律に基づく技術基準適合命令、当該命令に係る使用者に対する報告徴収・立入検査に関する権限については、地方環境事務所の事務から外し、地方公共団体に移管する。ただし、本省で行っている製造業者等への規制(法第13条の改善命令等)については、国際的な商品である特定特殊自動車に対するものであるため、引き続き本省において実施することとなる。本省がこの事務を行うためには、使用者に対する報告徴収及び立入検査を通じた実態調査が必要不可欠であり、自治体の域外権限の付与、自治体間連携の自発的形成や広域連合などの広域的実施体制等の整備が行われることとしても、本省による迅速かつ効率的な実態把握が困難となり、その実態把握の結果に基づく本省の事務である製造業者等への規制を実施することに著しい支障を生じる。このことから、本省の事務である製造業者等への規制のために、使用者に対する報告徴収及び立入検査が必要な場合には、本省において事務を行うこととする。</p>	地方移管 (H22.7.15全国知事会見解 事務番号15)		

機関名	事務・権限	自己仕分結果		地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
		(記号)	(説明)			
環	7 土壌汚染対策法に基づく指定調査機関の指定、監督	A-a (一の県内で調査事業を行う場合) C-b (複数の都道府県で調査事業を行う場合)	複数の都道府県内で広域的に調査業務を行う指定調査機関の場合、その指定・監督を都道府県が行うとすると、事業者は調査を行うすべての都道府県から指定・監督を受けることとなる。指定調査機関が一の都道府県において、土壌汚染対策法第42条の取消要件に該当することとなった場合、当然に他の都道府県でも指定の取消を行う必要があるが、そういった情報に関し、都道府県間及び都道府県と国との間の連絡調整に時間を要することになり、迅速かつ効率的な監督処分をすることが困難になることが予想され、例えば、他県において取消処分を受けた事業者が別の都道府県では指定を受け続けるような事態が生じてしまう可能性がある。また、事業者が各都道府県に指定の申請をすることとなると事業者に対して著しい負担を強いることとなる。 従って、一の都道府県内で調査業務を行う場合は、地方公共団体に事務を移管。複数の都道府県内で調査業務を行う場合には、本省において事務を行うこととする。	地方移管 (H22. 7. 15全国知事会見解 事務番号16)		
環	8 石綿健康被害救済法による申請の経由	A-a		地方移管 (H22. 7. 15全国知事会見解 事務番号10)		
環	9 循環型社会形成推進協議会への参加	A-a		廃止・民営化 (H22. 7. 15全国知事会見解 事務番号8)		
環	10 廃棄物処理法に基づく緊急時の立入検査等	C-b	当該事務・権限は、大規模な不法投棄が発生し、その迅速な解決のために国が関与した事例を踏まえ、創設されたもの。このような事案が発生し、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるような場合に、国が都道府県と連携し迅速に実態把握を行い、都道府県知事に対して支障除去等の措置命令や当該措置命令に基づく代執行に関し必要な指示を行うことで、国民の安全・安心につながる。したがって、引き続き国による事務・権限とすることが適当。 なお、具体的な業務については、本省へ引き上げて行うこととする。	廃止・民営化 (H22. 7. 15全国知事会見解 事務番号2)	「環境は地域の問題に限定されず、また、国の視点からは地方自治体における対応が適切でない事例もある。国と地方でいかに分担するかではなくいかに連携するかが重要であることから、並行権限として緊急時に立入検査等を行う権限は国に残すべき。」 (出先機関改革に係る環境省有識者ヒアリング結果より)	

機関名	事務・権限		自己仕分結果		地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
	(記号)	(説明)	(記号)	(説明)			
環	11	公害規制法に基づく緊急時の立入検査等	C-b	上九一色村のオウム施設への立入検査を地方公共団体が躊躇し、順調にできなかったために国が立入検査を行った事例等を踏まえて創設された制度であり、国が緊急時の立入権限を有することは、結果的に国民の安全・安心につながるものであるため、本省において業務を行うこととする。なお、この方針は、大綱8ページの(注)の③に当てはまるものである。	廃止・民営化 (H22.7.15全国知事会見解 事務番号14)		
環	12	全国的な製造量の総量確認等のための化学物質審査規制法に基づく報告徴収・立入検査	C-b	新規化学物質については、国全体での製造・輸入量の総計が1トン以下であること等を条件に、届出の免除をしており、化学物質それぞれについて、全国の製造・輸入量の総計を確認する必要があるが、下記の2つの点から、本省が直接執行すべきと考えられる。 ①： 現在、数千種に及ぶ新規の化学物質が毒性等の審査免除の対象として届出されており(毎年更新も含めると2万種程度)、扱う事業場の所在地も千差万別である。したがって、それら物質毎に国全体での製造・輸入量の総計が1トン以下であること等を確認するための広域的な実施体制を地方自治体が整備することは実態上困難である。 ③： 事後監視のための立入検査・報告徴収は、化学物質による汚染から国民の生命、健康を保護する上で不可欠であるが、その実施にあたっては、全国での当該化学物質製造量や環境・人体への影響等を勘案した、優先順位付けが必要である。その優先順位付けについては、毎年の届出状況に応じ、製造量の多さや健康リスクの大きさ等を勘案した選定作業が必要であり、あらかじめ事務処理等の基準を定めることは困難である。 大綱P.8の(注)①③に該当	地方移管 (H22.7.15全国知事会見解 事務番号17)		
環	13	カルタヘナ議定書の履行に係る、遺伝子組換え生物に関する立入検査等	C-b	我が国が締結した国際条約「カルタヘナ議定書」の履行のためのものであり、国際社会に対する責務として引き続き国が自ら実施することが必要。 また、遺伝子組換え生物の使用の承認は国が行っていることから、地方公共団体では、立入検査等を行うために必要な知見を有していない。 ただし、事務量としては僅少であるため、本省に事務を引き上げることとする。	地方移管 (H22.7.15全国知事会見解 事務番号29)		

機関名	事務・権限		自己仕分結果		地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
			(記号)	(説明)			
環	14	ラムサール条約の履行に係る、登録湿地の保全、管理	C-b	我が国が締結した国際条約「ラムサール条約」の履行のためのものであり、国際社会に対する責務として引き続き国が自ら実施することが必要。 また、国際的・全国的に渡りをする水鳥が対象の一つであるため、広域的な観点からの調整が必要。 ただし、専らラムサール条約に係る事務量としては僅少であるため、本省に事務を引き上げることとする。	地方移管（H22.7.15全国知事会見解 事務番号30） 廃止・民営化（H22.7.15全国知事会見解 事務番号31）		
環	15	地球温暖化防止に関する助成	C-b	25%の温室効果ガス削減を行うという目標の達成は国の義務であり、国として強力に温暖化対策の推進を図るという「国全体の利害」に関わるものであること、また、財源は温暖化対策に用途を限定した石油石炭税であり、国として確実にそのお金を実効性のある温暖化対策に使ってもらう必要があることから、国が行うことが必要。 仮に、事務処理等の基準を定め、例外的に国の指示等を認めた上で権限委譲を行ったとしても、広く一律に配布すれば、施設整備を行うには不十分な予算額であり、実効性のある温暖化対策が行われず目標達成が困難になる。 なお、地域協議会民生用機器導入促進事業については事業レビューの結果から平成23年度は予算要求は行わない	地方移管（H22.7.15全国知事会見解 事務番号11） 廃止・民営化（H22.7.15全国知事会見解 事務番号12）		
環	16	地球温暖化に関する普及啓発（チャレンジ25の推進など）	C-b	環境省の所掌事務に関する情報の整理、提供、相談や知識の普及・啓発は当該所掌事務の実施と一体的に行われるべきものであり、例えば、国として責任を持って取り組んでいる地球温暖化対策のうち、チャレンジ25キャンペーンとして全国的に展開している運動のみを地方自治体へ移譲することには対策の実施上支障を生じるおそれがある。なお、本事務については、全国的な取組のモデルとして本省において実施する方向で検討する。	地方移管（H22.7.15全国知事会見解）		

機関名	事務・権限	(記号)	自己仕分結果 (説明)	地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
環	17 環境教育（最新の科学的知見の発信など）	C-b	<p>国等の調査研究を通じ得られる環境問題に関する最新の科学的知見の発信は、環境教育を的確に進めていく上で必要不可欠な国の役割であり、また、最新の国の環境施策に関する情報は、国が直接発信するのが適当かつ効率的であること等から、これらの事務については、今後も国が行うことが合理的かつ適切。</p>	地方移管（H22.7.15全国知事会見解 事務番号9）		「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」に基づく基本的な方針（平成16年9月24日閣議決定）において、「地方支分部局等では、環境教育等に関する情報の収集や提供を行うほか、事業を実施する際に民間団体等との協力を推進」と規定
環	18 国立公園の規制	C-c	<p>国立公園は、我が国を代表する優れた自然であり、全国から多くの人々が訪れる国民全体の「宝」。地域の住民のためだけのものではなく、地域の住民のみに開発の是非の判断を委ねることは適当でない。</p> <p>また、地方公共団体は保護のみならず開発を推進する立場も併せ持っていることから、国立公園の保護が保障されない。</p> <p>州の権限が強い連邦制の国も含め諸外国でも国立公園は国の管理。</p> <p>国立公園とは別に、都道府県立自然公園の制度も存在。</p>	地方移管（H22.7.15全国知事会見解 事務番号19）	<p>国立公園の許可権限を地方自治体に移譲するというのは、単なる地方出先機関改革の問題ではなく、国と地方自治体の役割のあり方そのものに関わる大問題である。</p> <p>国立公園はナショナル・ミニマムを保障する観点から国が引き続き管理すべき。都道府県によって自然環境保全に取り組む熱意に温度差がある。地域の開発と自然環境保護の主体を同一にして両立させるのは困難ではないか。</p> <p>（出先機関改革に係る環境省有識者ヒアリング結果より）</p>	地方分権推進委員会第2次勧告を踏まえ平成10年5月に閣議決定された「地方分権推進計画」において、国立公園の規制については、国の直接執行事務と整理。

機関名	事務・権限	自己仕分結果 (記号) (説明)	地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
環 19	国立公園事業の実施	C-c 自然とのふれあい・学習のための施設整備や、過度の利用による自然の荒廃を防ぐ取組等についても、保護施策と併せて一体的に行うことが必要。 また、近年は外来生物の進入や気候変動による生態系の悪化も課題になっており、国立公園の保護を図るには、行為規制だけではなく、悪化した自然の再生のための事業の実施が必要。 諸外国においても、国立公園の保護と事業は国が一体的に実施。	多くの地方公共団体より、国立公園内で国直轄による登山道やビジターセンター等を整備するよう要望が寄せられている。 地方移管 (H22. 7. 15全国知事会見解 事務番号18)	国立公園の許可権限を地方自治体に移譲するというのは、単なる地方出先機関改革の問題ではなく、国と地方自治体の役割のあり方そのものに関わる大問題である。 国立公園はナショナル・ミニマムを保障する観点から国が引き続き管理すべき。都道府県によって自然環境保全に取り組む熱意に温度差がある。地域の開発と自然環境保護の主体を同一にして両立させるのは困難ではないか。 (出先機関改革に係る環境省有識者ヒアリング結果より)	地方分権推進委員会第2次勧告を踏まえ平成10年5月に閣議決定された「地方分権推進計画」において、国立公園の管理は、根幹的部分を国が直接執行する事務として整理。
環 20	世界自然遺産登録地域の保全	C-c 我が国が締結した国際条約「世界遺産条約」の履行のためのものであり、国際社会に対する責務として引き続き国が自ら実施することが必要。 世界遺産は、世界人類すべてにとっての「宝」。地域の住民のためだけのものではないことから、地方公共団体において保護管理することは適当でない。	地方移管 (H22. 7. 15全国知事会見解 事務番号20) 地方移管 (H22. 7. 15全国知事会見解 事務番号21)		世界自然遺産地域は、自然公園法及び自然環境保全法などにより法的な保護を図っているところ、平成10年5月に閣議決定された「地方分権推進計画」において、国立公園と自然環境保全地域の規制は国が直接執行する事務として整理。

機関名	事務・権限		自己仕分結果		地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
	(記号)	(説明)	(記号)	(説明)			
環	21	国立公園等における適正な利用指導等	C-c	<p>国立公園の利用者の中には、ゴミの投棄や植物の損壊など不適切な行為をする者も多い。このため、違反行為に対する指導や、自然とふれあい、学習するための観察会等の実施についても、保護施策と併せて一体的に行うことが必要。</p> <p>利用者に対して利用指導をする法的根拠は、自然公園法に基づく行為許可権限や公園事業の管理権限にあるため、これらと切り離すことはできない。</p>	地方移管 (H22. 7. 15全国知事会見解 事務番号 22)	<p>国立公園の許可権限を地方自治体に移譲するというのは、単なる地方出先機関改革の問題ではなく、国と地方自治体の役割のあり方そのものに関わる大問題である。国立公園はナショナル・ミニマムを保障する観点から国が引き続き管理すべき。都道府県によって自然環境保全に取り組む熱意に温度差がある。地域の開発と自然環境保護の主体を同一にして両立させるのは困難ではないか。</p> <p>(出先機関改革に係る環境省有識者ヒアリング結果より)</p>	<p>地方分権推進委員会第2次勧告を踏まえ平成10年5月に閣議決定された「地方分権推進計画」において、国立公園における違反行為をした者に対する原状回復命令等は、国の直接執行事務として整理。</p>
環	22	原生自然環境保全地域等の規制	C-c	<p>原生自然環境保全地域や自然環境保全地域では、基本的に開発は凍結され、許可される行為は学術研究等に限られており、地域の生活や産業との関係はほとんどない。</p> <p>また、地方公共団体は保護のみならず開発を推進する立場も併せ持っていることから、保全地域の保護が保証されない。</p> <p>連邦制の国も含め諸外国においても、ナショナル・パーク（国立公園）と並んで、ウィルダネス・エリア（原生自然保全地域）等として国が直接保護・管理している。</p> <p>原生自然環境保全地域等とは別に、都道府県自然環境保全地域の制度も存在。</p>	地方移管 (H22. 7. 15全国知事会見解 事務番号 23)		<p>地方分権推進委員会第2次勧告を踏まえ平成10年5月に閣議決定された「地方分権推進計画」において、自然環境保全地域の規制は国が直接執行する事務として整理。</p>
環	24	種の保存法に基づく象牙等を扱う特定国際種事業の届出・指示等	C-c	<p>我が国が締結している国際条約「ワシントン条約」の履行のためのものであり、国際社会に対する責務として引き続き国が自ら実施することが必要。</p> <p>また、海外から持ち込まれる規制対象品目の国内での流通管理を適切に実施するためには、政府（税関や通商事務所等）が行う貿易管理と一体となった対応が不可欠。</p>	地方移管 (H22. 7. 15全国知事会見解 事務番号 24)		

機関名	事務・権限	自己仕分結果		地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
		(記号)	(説明)			
環	25 国指定鳥獣保護区内の捕獲許可等	C-c	<p>国指定鳥獣保護区は、ラムサール条約登録湿地や希少鳥獣の生息地など、国際的・全国的見地から貴重な鳥獣の生息地を保護するために指定されたもの。国民すべてにとっての「宝」であり、地域の住民のためだけのものではない。</p> <p>また、県境を越えて広域に移動する鳥獣について、一方の県の判断のみで捕獲が許可されると当該鳥獣の保護が図れない場合がある。</p> <p>地方公共団体は保護のみならず開発を推進する立場も併せ持っていることから、国指定鳥獣保護区の保護が保証されない。</p> <p>連邦制の国を含め諸外国においても、国立公園 (National Park) と並んで、国指定野生生物保護区 (National Wildlife Refuge) 等として国が直接保護・管理している。</p> <p>なお、既に都道府県指定の鳥獣保護区の制度も存在。国の保護区指定については、国際的・全国的見地から特に重要なものに数を絞ってきている。</p>	地方移管 (H22. 7. 15全国知事会見解 事務番号 26)		<p>地方分権推進委員会第2次勧告を踏まえ平成10年5月に閣議決定された「地方分権推進計画」において、国設鳥獣保護区における鳥獣等の捕獲等の許可等の事務は国が直接執行する事務として整理。</p>

機関名	事務・権限		自己仕分結果		地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
	(記号)	(説明)	(記号)	(説明)			
環	26	国指定鳥獣保護区における保全事業	C-c	外来生物の進入や気候変動による生態系の悪化等が課題になっており、国指定鳥獣保護区の保護を図るには、捕獲許可等だけではなく、悪化した自然の保全・再生のための事業も一体的に行うことが必要。	地方移管 (H22. 7. 15全国知事会見解 事務番号25)		
環	27	環境大臣が指定する希少鳥獣の捕獲許可等	C-c	絶滅のおそれのある野生生物の種の保存に関しては、地域の利害を超えて国家的な課題として取り組むべき。このため、「希少鳥獣」については、国の責任で許可することが適当。また、希少鳥獣の生息数は極めて少ないため、地域の生活や産業との関係はほとんどない。 かすみ網については、無差別かつ大量に捕獲が可能な猟具であり、鳥獣の保護に重大な支障があることから、全国的に販売、所持を規制している。このように県境をまたいで流通管理する必要があるかすみ網については、地方公共団体ではなく国が一元的に取り締ることが効果的。 爆発物、劇薬、毒薬、麻酔薬等の危険猟法については、人の生命・身体に重大な支障を及ぼす可能性があり、全国で統一的な規制をすることが必要。	地方移管 (H22. 7. 15全国知事会見解 事務番号27-1)		
環	28	特定外来生物の飼養等の許可等	C-c	特定外来生物は海外から持ち込まれ、県境を越えて移動や分布拡大を起こすため、地方公共団体の枠組みにとらわれることなく、輸入時の水際対策と一体的に、引き続き国が自ら業務を行うことが必要。	国に残す事務 (H22. 7. 15全国知事会見解 事務番号28)		

機関名	事務・権限	(記号)	自己仕分結果 (説明)	地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
環	29 温室効果ガス排出量の報告関係 (受理)	C-c	温対法に基づく排出量の算定・報告・公表制度は今後法制化が見込まれる国内排出量取引制度において、国が企業の排出量を把握する仕組みの基盤となるものであり、国の責任において統一的にその事務を行うことが必要。このため、域外権限の付与など広域的实施体制等の整備が行われることとしてもなお国レベルでの排出量取引制度の統一的な実施に著しい支障を生じる。また、報告を行う企業は全国にあり、事業者からの相談、報告書の受理とその内容の確認等、きめ細やかに対応するためには、地方環境事務所においてその事務を行うことが合理的。	地方移管 (H22. 7. 15全国知事会見解 事務番号7)	国に加え、都道府県が個別に排出量の報告を求めるのは事業者にとって負担。重要なのは特定の事業者の全国での取組であり、都道府県単位で事業者の排出量の増減を計測したり、対策を求めることは、全体最適とはならない。 出先機関改革の名の下で、地方環境事務所が行っている事務・権限にのみ焦点を絞るべきではない。例えば温室効果ガスの報告については、その内容は国として温暖化対策を進めるために不可欠の情報。都道府県がデータ提出を求める場合は、事業者の負担を減らすためにも国から共有すれば十分ではないか。 (出先機関改革に係る環境省有識者ヒアリング結果より)	平成17年3月11日付けの中央環境審議会答申「地球温暖化対策推進大綱の評価・見直しを踏まえた新たな地球温暖化対策の方向性について(第2次答申)」においては、「国においては、報告された排出量データを集計・分析して、一覧性をもって公表する」こと、「排出量の報告ルートについては、報告する者の負担を軽減させることに配慮し、省エネルギー法の報告ルート(省エネ法の報告ルートは経済産業省及び事業所間省庁の出先機関又は本省へ報告するもの。)を活用する等報告の仕組みに関して法制上の工夫が検討される必要がある」ことが述べられている。
環	30 温室効果ガス排出量の報告関係 (相談)	C-c		地方移管 (H22. 7. 15全国知事会見解 事務番号13)		
環	31 廃棄物の輸出入に関する事務	C-c	国境を越えて移動する廃棄物に関する規制に係る手続きであるから、輸出入の相手国に対し、国による一元的な対応が必要である。 また、不法輸出入への対応として、国の出先機関である地方環境事務所が税関と連携しながら貨物検査等の現場対応を行っている。本省ではこのような迅速な対応を行うことは困難である為、引き続き、地方環境事務所が廃棄物の輸出入に関する事務を行うこととする。	国に残す事務 (H22. 7. 15全国知事会見解 事務番号3)		

機関名	事務・権限	自己仕分結果 (記号) : (説明)	地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
環	32 特定有害廃棄物等の輸出入に関する事務	C-c 国境を越えて移動する廃棄物に関する規制に係る手続きであるから、輸出入の相手国に対し、国による一元的な対応が必要である。 また、不法輸出入への対応として、国の出先機関である地方環境事務所が税関と連携しながら貨物検査等の現場対応を行っている。本省ではこのような迅速な対応を行うことは困難である為、引き続き、地方環境事務所が廃棄物の輸出入に関する事務を行うこととする。	国に残す事務（H22. 7. 15全国知事会見解 事務番号6）		
環	33 鳥獣の輸出入の規制	C-c 特定輸入鳥獣の輸出入規制の事務は、国際的な取引に関する事務であることから、国において実施することが必要。	国に残す事務（H22. 7. 15全国知事会見解 事務番号27-2）		
環	34 環境影響評価に関する審査	C-c 環境影響評価法に基づき環境大臣が許認可権者等に対して述べる意見は、国際的な目標や水準等を考慮しつつ、事例や知見を集積している環境大臣が全国的な視点から総合的に述べる必要がある。同時に、実際の事業現場での情報収集や事業者との連絡調整等が不可欠である。このため、本業務は国が行う必要があり、かつ地域の状況に精通している地方環境事務所による現地調査等業務が必要。	—		
環	35 ペットフード安全法に基づく報告徴収・立入検査	C-c ペットフードは、国内流通量の半分以上が輸入品であり、輸入時の水際対策と一体的に行う必要がある。 また、ペットフードの製造業者、輸入業者の届出は国が受理していることから、地方公共団体では、立入検査等を行うために必要な知見を有していない。	—		